

重要事項説明書
グループホーム 美山やすらぎホーム
(認知症対応型共同生活介護)
(介護予防認知症対応型共同生活介護)

当事業所は利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービス及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 北桑会
(2) 法人所在地 〒601-0532 京都市右京区京北上中町宮ノ下2番地
(3) 電話番号 075-854-0314
(4) 代表者氏名 理事長 溝口 武美
(5) 設立年月日 昭和56年 9月 14日

2. 事業所の概要

- (1) 種類 指定認知症対応型共同生活介護 ・平成27年4月1日指定
指定介護予防認知症対応型共同生活介護・平成27年4月1日指定
南丹市指定事業所番号 2671700017
(2) 目的 認知症対応型共同生活介護及び
介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの提供
(3) 名称 グループホーム 美山やすらぎホーム
(4) 所在地 〒601-0751 京都府南丹市美山町島小栗栖山13番地の1
(5) 電話番号 0771-75-0860
(6) 管理者名 小 東 伸 大
(7) 開設年月日 平成27年4月1日
(8) 利用定員 9名
(10) 設備の概要

居室・設備の種類	室数	備考
居室(一人部屋)	9室	
食堂・居間	1室	
キッチン	1室	
浴室	1室	
洗濯室	1室	
面談・相談室	1室	
スタッフルーム	1室	

3. 職員の配置状況

R6.4.1 現在

職 種	資格等	常 勤	非常勤	計
管 理 者	介護福祉士	1		1
介護計画作成担当者	介護福祉士 介護支援専門員		1	1
介 護 職 員	介護福祉士	4	1	8
	介護職員初任者又はヘルパー2級	0	1	
	その他	1	0	

4. サービスの内容

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

①食事

- ・栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
利用者の自立支援のため、食事作りに加わっていただく機会を多く持ちます。
時間 食事時間は制限いたしません、おおよその目安は、
朝食：8：00～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～ です。

②認知症対応型共同生活介護サービス計画（ケアプラン）の作成と実施

- ・各利用者について、解決すべき課題と利用者の意向を踏まえた上でケアプランを作成し、定期的、また必要に応じて計画の変更を行います。作成及び変更に際しては、利用者とその内容を説明します。

③介護

- ・ケアプランに沿って、必要に応じて下記の介護を行います。

食事、排泄、衣服の着脱、洗面、口腔ケア、移動等の介助、入浴、居室の掃除、洗濯、シーツ交換等

④機能訓練

- ・利用者の心身等の状況に応じて、生活リハビリを中心に、機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・利用者が能力を最大限発揮し意欲的に生活できるよう、それぞれの趣味、嗜好に応じて多様なプログラムを取り入れます。

5. サービス利用料金

(1) 介護保険の給付対象額（1日あたり）

①基本介護サービス費と加算

単位／日

	基本介護サービス費	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	合計単位
要支援2	761	22	783
要介護1	765	22	787
要介護2	801	22	823
要介護3	824	22	846
要介護4	841	22	863
要介護5	859	22	881

②介護職員等処遇改善加算

介護サービス費の合計単位に対して18.6%の加算（単位）がつきます。

☆ 南丹市の地域区分は「その他地域」で、10円／1単位となります。

☆ 介護サービス費の1割（一定以上の所得がある65歳以上の利用者は2割または3割）が利用者自己負担金となります。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス利用料

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

①基本料金

	日額	月額	備考
① 家賃		40,000	月途中の入居月は日割り計算
② 光熱水費	600	18,000	
③ 食材料費	1,445	43,350	
④ おやつ費	150	4,500	
⑤ 共益費	150	4,500	
計		110,350	

*②～⑤の月額は1ヶ月30日として計算しています。

②基本料金以外の費用

- ・金銭管理代行費 1,500円／月

通帳、印鑑の管理代行をご希望の方はお申し出ください。但し、金銭管理代行には別途管理委任契約の締結が必要で、金銭管理代行費をお支払いいただきます。

- ・行事食（交流会等） 700円加算（消費税別途）

- ・外出費用（外食代・施設入館料等） 実費負担

- ・理美容、おむつ、クリーニング代等、日常生活において利用者に必要な費用は、実費負担となります。

- ・利用者の故意・過失・善管注意義務違反、その他通常の費用を超えるような使用による損耗、破損があった場合には、原状復帰費用が発生する場合があります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、金融機関の自動払込にてお支払い下さい。

6. 事故発生時の対応

- (1) 利用者の健康状態が急変した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等必要な処置を行います。
- (2) 利用者に突発的な事故が発生した場合、応急処置等を行い医師への連絡や、救急車による搬送など必要な手段をとりながら速やかにご家族への連絡を行います。

7. 苦情の受付について

当事業所のサービスに関する相談、要望、苦情等は、下記窓口までお申出ください。

苦情は面接、電話、書面等により、苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員や各種機関に直接苦情を申し出る事も出来ます。

【苦情申出窓口】

(苦情解決責任者) 管理者 小東 伸大

(苦情解決副責任者) 施設福祉部長 谷口 公一

(苦情受付責任者) 主任 村田 有規

(第三者委員) 竹中 織恵

市野 浩子

(その他)

- ・京都府国民健康保険団体連合会 TEL 075-354-9090 月～金 9時～17時
- ・京都府(京都府南丹保健所) TEL 0771-62-4751 月～金 8時半～17時15分
- ・南丹市(高齢福祉課) TEL 0771-68-0006 月～金 8時半～17時15分